(2)　販売費及び一般管理費

人　件　費　複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、郵便物の種類等に係る業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比、作業内容を同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比又は営業原価比

減価償却費　関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比、面積の比又は営業原価比

宣伝広告費　郵便物の種類等に係る業務のいずれかの業務に係る宣伝広告費比

（国際郵便規則の一部改正）

第二条　国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「（変更に係る場合に限る。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十三号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「統計研究研修所」を「統計研究研修所」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「個人番号企画室、情報システム室」を「サイバーセキュリティ・情報化推進室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　サイバーセキュリティ・情報化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この号及び第六十一条第六項において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

二　総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。

第四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「情報システム室」を「サイバーセキュリティ・情報化推進室」に改め、同項を第三項とし、同条第六項を第四項とする。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「、地方議会企画官」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二十二条（見出しを含む。）中「企画官」を「個人番号カード企画官」に改め、同条第二項中「、住民基本台帳制度、番号利用法第七条の規定による個人番号の指定及び通知」を削り、「番号利用法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」に改め、「並びに地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般」を削り、「並びに電子署名等」を「及び電子署名等」に改め、「及び地方公共団体総合行政ネットワーク」を削る。

第四十三条第一項中「国際戦略企画官二人及び融合戦略企画官一人」を「国際戦略企画官及び融合戦略企画官それぞれ一人」に改める。

第四十四条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第四十五条の見出し中「並びに」の下に「企画官及び」を加え、同条第一項中「新事業支援推進官」を「企画官及び新事業支援推進官それぞれ」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　企画官は、命を受けて、情報流通振興課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

第五十五条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第六十一条の見出し中「及び検定試験官」を「、検定試験官及び総合無線局監理システム推進官」に改め、同条第五項中「室長」の下に「及び総合無線局監理システム推進官一人」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　総合無線局監理システム推進官は、命を受けて、総合無線局監理システム（第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルの作成及び管理を行う情報システムをいう。）に関するサイバーセキュリティの確保並びに当該システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化の推進についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第六十七条の見出しを「（企画官及び調査官）」に改め、同条第一項中「、調査官二人及び統計品質管理官一人」を「及び調査官二人」に改め、同条第四項を削る。

第六十八条から第七十条までを次のように改める。

（企画官）

第六十八条　統計作成支援課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、統計作成支援課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（調査官）

第六十九条　統計利用推進課に、調査官一人を置く。

2　調査官は、命を受けて、統計利用推進課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

第七十条　削除

第七十一条の見出し及び同条第一項中「及び首席分類銘柄情報官」を「、首席分類銘柄情報官及び統計品質管理官」に改め、同条第五項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条に次の一項を加える。

7　統計品質管理官は、命を受けて、統計調査部が所掌する統計の品質の維持及び向上に関する事務を行う。

第七十三条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第七十三条の二を削る。

第七十四条の見出し及び同条第一項中「及び調査官」を「、調査官及び消費指標調整官」に改め、同条に次の一項を加える。

6　消費指標調整官は、命を受けて、消費に関する指標の技術的な事項についての調整に関する事務を行う。

第七十五条第一項中「七人」を「六人」に改め、「恩給経理官一人」の下に「、恩給審査官一人」を加え、同条第五項中「一人」を「二人」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、第九項の次に次の一項を加える。

10　恩給審査官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち恩給を受ける権利の裁定に関する事務（次項及び第十二項に規定するものを除く。）を助ける。

第百八十七条第十四号中「研修生」を「研修を受けるため情報通信政策研究所に入所する者（以下この号及び第百九十条第四号において「研修生」という。）」に改める。

「第五款　統計研修所」を「第五款　統計研究研修所」に改める。

第百九十四条（見出しを含む。）及び第百九十五条中「統計研修所」を「統計研究研修所」に改める。

第百九十六条を次のように改める。

（統計研究研修所に置く課等）

第百九十六条　統計研究研修所に、次の四課並びに新規情報活用技術研究官及び統括教授それぞれ一人を置く。

管理課

研究開発課

統計技術向上支援課

研修企画課

第百九十七条中「統計研修所」を「統計研究研修所」に改める。